ブロック長各位へのお願い

1．運営会議への出席と担当ブロック町会長への伝達

◇ 町会長会規約より抜粋

（役員・理事の職務）

第7条　役員・理事の職務は、次のとおりとする。

(1) 代表は、本会及び役員会、ブロック長会議を代表し、会務を総括する。

(2) 副代表は、会長を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(4) 書記は、総会及び役員会、ブロック長会議の議事を記録する。

(5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(6) ブロック長は、ブロック長会議の内容を速やかに担当ブロックの町会長に伝達する

（ブロック長会議）・・・・・・運営会議に該当

第12条　ブロック長会議は11ブロック長と役員をもって構成する。原則毎月1回開催し、事業計画の進捗確認及び都度議案の審議を行う。

2．「O」の日、児童登校時見守り

※受持ち場所は前任者にご確認ください。